

議案第八十六号

国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年九月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千四百三十七円以内」を「六千四百八円以内」に改め、同条第三号中「八百円以内」を「千円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成五年十一月一日から施行する。ただし、平成五年十月三十一日の宿泊者については、なお従前の例による。